

## いちかわ税理士事務所 ニュース・トピックス

Team ICHIKAWA  
NEWS & TOPICS

Vol.1

## 結婚のお祝い金に税金ってかかるの？

## 従業員の慶弔祝い金について

下記通達の通り原則として給与所得とされますが、「社会通念上相当と認められるもの」については、あえて課税しなくてもよいという取扱いをしています。

使用者から役員又は使用人に対し雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、給与等とする。ただし、その金額が支給を受ける者の地位等に照らし、社会通念上相当と認められるものについては、課税しなくて差し支えない。

(所得税法基本通達28-5)



## 相当な範囲を越える結婚祝い金

社会通念上相当な範囲を越える結婚祝い金を支給した場合には、その全額が給与所得として課税されます。ただし、相当な範囲を祝い金、これを超える金額を賞与として経理した場合にはその処理が認められると考えられます。

## &lt;結婚祝い金の相場&gt;

| 相手/送る側 | 20代    | 30代    | 夫のみ    | 妻のみ    | 夫婦     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 勤務先の同僚 | 20,000 | 30,000 | 30,000 | 20,000 | 50,000 |
| 友人・知人  | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 20,000 | 50,000 |
| 兄弟・姉妹  | 50,000 | 10,000 | —      | —      | 50,000 |
| いとこ    | 20,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 50,000 |
| その他の親類 | —      | 30,000 | 50,000 | 30,000 | 50,000 |